

〈高山労基署だより〉

平成21年12月号

〈高山労基署だより発刊にあたって〉

高山労働基準監督署長 松原川史

皆様方には、平素から労働基準行政の推進に格別なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年来の急激な経済情勢の悪化により、飛騨地域の雇用をめぐる情勢も依然として厳しい状況にあります。こうした中、当署においては、管内の事業場に就業している労働者の法定労働条件、安全・健康の確保、労災保険制度の適正な運営を中心として、安全安心な職場作りを目指して様々な施策を講じております。これまで、それぞれの施策については、随時報道への発表、各種会議等での公表などにより、関係の皆様へお知らせしてまいりましたが、新聞等へ掲載いただいた事項以外については、必ずしも洩れなくお知らせすることができたとは言えない状況にありました。行政の有する情報を広くお知らせした上で、様々な方からご意見等いただき、今後の行政運営に生かしていくことが求められている中、これでは不十分であったと考えております。

そこで、今般、「高山労基署だより」を発刊し、毎月、当署管内の労働関係の情勢の動き、当署主催、共催の講習会、研修会の開催予定、結果等を掲載し、関係の皆様へ FAX によりお送りして、お知らせすることといたしました。

紙面の関係で、項目のみのご紹介となることがございますが、詳細については、電話等でお問い合わせいただければお答えいたしますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

〈死亡災害が続発しています〉

平成21年の当署管内の死亡災害は、9月までは1件のみとなっていましたが、10月に3件、11月に1件発生し、現在、昨年と同数の5件となっています。特に林業においては、2件の死亡災害が発生している上、かかり木処理等において伐倒した木に激突される災害が多発し、大変憂慮される事態となっています。当署においては、かかり木の安全な処理方法等の実践を呼びかける文書を管内の林業事業者70社に送付し、安全対策の徹底を図っております。また、来年2月には、林業・木材製造業労働災害防止協会飛騨分会と共催で、林業現場で作業指揮を行う班長さんを対象とした「リスクアセスメント実地研修会」を計画して、リスクアセスメントの活用による災害防止を推進することとしています。

〈「はつらつ職場づくり宣言事業場」の登録について〉

岐阜労働局、岐阜県、連合岐阜、岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会など15団体で構成する「はつらつ職場づくり推進会議」では、平成17年度から「はつらつ職場づくり宣言」を行う事業場を広げよう取り組んでいます。これは、誰もがはつらつとして働ける職場環境を築くために、各企業の実態に即した目標や取組みについて労使で話し合い、企業内外に向けて決意表明するものです。現在まで県内で124事業場がこの宣言に取組まれていますが、当署管内の事業場では、昨年度までに、アルプス薬品工業(株)、飛騨産業(株)、神岡部品工業(株)、大洋薬品工業(株)、田辺製薬吉城工場(株)の5社が宣言をされ、今年度は高山信用金庫で宣言をされています。宣言をされた事業場が岐阜県労働基準協会連合会に登録を行っていただくと、登録証と盾が贈られることとなっています。厳しい経営環境の中、生産性の向上のためには、労使が協力しながらはつらつとして働ける職場を作り上げることが不可欠であり、先般11月20日に岐阜市で開催された「はつらつ職場づくり推進会議」においても、このことが改めて確

認され、今後とも構成各団体で取り組んでいくこととされました。当署におきましても、管内の宣言事業場数がまだまだ少数でありますので、宣言事業場の大幅な拡大に取り組んでまいります。なお、岐阜労働局のホームページにおいて、この取組みの紹介をしており、各宣言事業場及び宣言内容のご紹介もしておりますので、是非一度ご覧ください。

< 旅館業の災害防止、労務管理に関する研修会の開催について >

飛騨地域の基幹産業である旅館・ホテル業においては、従来から労働災害が多発し、労働条件関係の相談も多く寄せられています。労働災害については、年によっては当署管内の全災害件数の1割以上を占める場合もあり、本年は10月末までに19件の労働災害(休業4日以上)が発生しており、前年同期と比べ約2倍と大幅に増加しています。また、労働条件等労務管理に関する労使双方からの相談件数も年々増加し、今年9月末までの相談件数は、旅館業を含む接客娯楽業として112件で、全相談件数の17.2%を占めています。

こうした状況から、当署におきましては、旅館業の災害防止と労務管理の適正化を行政運営の最重点課題と位置づけており、今般、2箇所におきまして、災害防止と労務管理に関する講習会を開催することといたしました。12月3日には、高山市奥飛騨温泉郷において、12月10日には飛騨・世界生活文化センターにおいて、それぞれ午後1時30分から開催いたします。

< 建設業の安全対策について >

年末年始を控え、建設事業については、現在施工の最盛期となっています。特に飛騨地域では、降雪、凍結による工期への影響の心配があり、あせり等から安全対策がおろそかになる恐れがあります。

そこで、当署におきましては、例年この時期に建設業現場の監督を集中的に実施しております。

本年度におきましては、足場の墜落対策に関する規則改正が6月から施行されており、その適切な対応をはじめとした法令遵守の徹底はもとより、リスクアセスメント等の取組みなど自主的な安全活動の活性化についても指導を強めていくこととしております。

< メンタルヘルス対策支援センター事業について >

職場におけるメンタルヘルス対策の必要性については、既に多くの事業場において理解をいただいておりますが、その取組みについては、まだ進んでいない事業場が多数を占めているというのが現状です。取組みが進まない理由として、「何をしたらいいかわからない」「どこへ相談したらいいかわからない」という声が多く上がっています。そこで、厚生労働省では、こうした悩みに対応するため、「メンタルヘルス対策支援センター事業」を行っています。企業の皆様からの、メンタルヘルス対策全般に関する様々な相談への対応を精神科医等の相談員が行い、専門家による事業場を訪問してのアドバイスも行います。

この事業は、厚生労働省の委託事業として、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施しており、岐阜市吉野町にある岐阜産業保健推進センター内にメンタルヘルス支援センターが設置されておりますので、是非ご利用ください。(電話058-264-0562)

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274